

基本目標

まちづくりのための基盤づくり

6

政策

持続的かつ健全な行財政運営

2

施策

2

まちづくりを支える組織と基盤づくり

【町民ニーズ】

・ 町民の心豊かな暮らしを支える行政には、確実に持続的な強い組織基盤が求められており、これを担う職員には、主体的・能動的に公務に取り組む姿勢と、社会経済環境等の急激な変化の中で複雑多様化するニーズに応える（魅力的なまちづくりを行う）ための柔軟性・先見性・革新性などの能力を身に付けることが求められています。

・ 行政の持続性、健全性を確保するために、行政サービス（手続き等）の効率化（サービス向上）が求められています。

令和5年度事務量調査における業務属性

42.0%

定型

比較的定型作業領域が多い業務（アウトプット量が投下時間に比例）

28.6%

応用

経験値を積み重ねることで作業スピード生産性が上がる業務（業務知識、習熟度に比例）

17.0%

構想

理論的思考や発想、思考の組み立てを要する業務（非定型業務、企画業務）

12.4%

判断

意思決定、判断を要する業務

【町を取り巻く環境（課題等）】

・ 社会経済環境の急激な変化により町民ニーズは複雑多様化しており、行政に求められる業務範囲は多岐にわたり、またその水準も高くなっています。そうした状況に対応していくため、行政資源の確保と活用が必要であり、それを担う組織体制の構築と職員の確保が求められています。

・ 全国的に行政サービスのデジタル化が進んでいる状況において、町民の利便性向上を図るとともに、行政の内部事務の効率化を図り、職員の業務構造の転換を図る必要があります。

オンライン手続数と申請件数の推移

8,000

6,000

4,000

2,000

0

300

200

100

0

2,329

48

5,791

163

6,723

199

R03

R04

R05

申請件数

手続数

【施策目標（目指す姿）】

町職員の持つ能力を最大限発揮し、魅力的なまちづくりに貢献している。

【目標指標（単位）】

基準年

R7

R8

R9

R10

自身による自発的な取り組みを行っている職員の割合（％）

7.1（R4）

10.7

14.3

17.9

21.4

120

11

11 社会経済環境の急激な変化
まちづくり

具体的な取り組み ～事務事業～

① 職員力向上事業

【事務事業目標】

職員が高い志を持って創造性と生産性の高い仕事をしている。

【目標指標（単位）】

職員力指数（モチベーション）（点）

基準年

R7

R8

R9

R10

6.7（R5）

7.0

7.0

7.0

7.0

【取組概要】

組織としてのマネジメント力の強化と役割・資質に応じた職員育成、また、職員の主体性の向上と個々のキャリアプランを意識した育成に取り組みます。
また、職員がその能力を発揮するための環境改善を図ります。

人事評価における参事・課長級の「管理能力」の平均点（点）

基準年

R7

R8

R9

R10

3.21（R5）

3.33

3.44

3.56

3.67

若手職員（35歳以下）の離職率（％）

基準年

R7

R8

R9

R10

4.5（R5）

4

4

4

4

② デジタル推進事業

【事務事業目標】

行政手続のオンライン化やデジタルツールの利用により、業務改善が進み業務時間が短縮され、職員が魅力的なまちづくりのための企画等への業務に時間を充て、能力を発揮できている。

【目標指標（単位）】

オンライン申請件数（件）

基準年

R7

R8

R9

R10

6,723（R5）

6,900

7,000

7,100

7,200

【取組概要】

DXに関する（マインドセット、電子申請様式作成、生成AI等）研修、伴走支援によりオンライン手続数、RPA・AI-OCRの利用業務数を増やします。

RPA・AI-OCR取組業務数（件）

基準年

R7

R8

R9

R10

8（R5）

10

12

14

16

121

VI 施策目標を支える組織の業務目標

寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画における各施策及び事務事業については、54 ページ以降に記載のとおり、所管する部課等を定めて取り組みを推進します。

本実施計画において登載事業の無い組織（課・担当等）及び行政委員会事務局等については、施策推進を支える組織として、別途『業務目標』を定め、各施策目標の達成に向けて各種取組を進めることとします。

1 業務目標について

（１）業務目標

業務目標は本実施計画に定める施策を推進するための部・課・担当、また個人の目標になります。本実施計画におけるまちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けてそれぞれが担う役割について整理しています。

また、各部署内で業務目標を共有することで、同じ目標に向かって協力しあいながら業務を進め、業務パフォーマンスの向上を図るとともに、行政資源（ヒト・モノ・カネ）の投入優先度を明らかにすることにより、業務の効率化を図ります。

（２）業務目標の設定について

本実施計画の推進にあたって、各部・各課の業務目標については、以下の 3 つの考え方に基づいて設定します。

①本実施計画に施策・事務事業等の位置付けのある課・担当等

本実施計画で施策・事務事業等の位置付けのある課・担当等については、それぞれの所管する施策目標及び事務事業の目標がその組織の業務目標となります。

②本実施計画において事業の位置付けのない課・担当等

本実施計画では登載する事務事業を重点化し、計画期間で取り組むべき重点項目を明確化しています。そのため、本実施計画においては、重点化された施策目標・事務事業等の位置付けがない課・担当等が存在します。しかしながら、本計画に未登載の事業等を所管する課・担当等においても、まちの将来像の実現に向けた重要な役割をそれぞれ関連する施策の中で担っていることから、それぞれの所属する部等の施策目標達成に寄与するための、業務成果を『業務目標』として設定します。

③行政委員会事務局等

各行政委員会事務局等については、行政（施策推進）における適正性を確保する役割を担い、本実施計画では施策推進を支える組織として位置付けています。そのため、教育委員会、農業委員会以外の行政委員会事務局等は、施策体系とは別に、施策推進全体を支える組織としての役割、業務成果を『業務目標』として設定します。

2 各組織の業務目標

寒川町総合計画 2040 本実施計画における施策体系は以下のとおりです。このうち、「所管課等名」に記載の課等については、①位置付けのある課等として「体系」欄に記載の施策及び事務事業の推進が業務目標となります(各施策・事務事業の目標は 54 ページ以降を参照)。

一方、「全施策推進を支える組織」欄に記載の課・担当等については、②位置付けのない課等、③行政委員会事務局等として、124 ページ以降にそれぞれの業務目標を設定しています。

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
1 まちづくりの原動力となるひとづくり			
1 子育て・子育て・教育の推進			
1 子育て支援の充実	子ども育成部	子育て支援課、保育幼稚園課	子ども政策課（子ども政策担当）
2 子どもの育ち・発達の支援	子ども育成部	子育て支援課	
3 学校教育の推進	教育委員会	学校教育課	教育政策課（教育政策担当） 学校教育課（教育研究室） 教育施設給食課（教育施設担当） 教育施設給食課（学校給食担当） （寒川学校給食センター）
2 生涯を通じた学びと自己実現の促進			
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	町民部	スポーツ課	—
2 生涯学習の推進	教育委員会	生涯学習課	—
2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり			
1 健康寿命の延伸			
1 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課	保険年金課（年金担当） （国保・高齢者医療担当）
2 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課	—
2 福祉の充実			
1 地域福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
2 障がい福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
3 高齢福祉の充実	健康福祉部	高齢介護課	—
3 こころ穏やかに暮らせるまちづくり			
1 自然環境の保全			
1 公園・緑地等の充実	都市建設部	都市計画課	—
2 自然環境保全の推進	環境経済部	環境課	—
3 脱炭素・気候変動適応の推進	環境経済部	環境課	—
2 住環境の整備			
1 住環境の向上	都市建設部	都市計画課	—
2 地域美化の推進	環境経済部	環境課	—
3 資源循環の推進	環境経済部	環境課	環境課（美化センター） （リサイクルセンター）
4 安全・安心に暮らせるまちづくり			
1 安全・安心の充実			
1 防災対策の充実	町民部	町民安全課	—
2 消防団体制の充実	町民部	町民安全課	—
3 交通安全・防犯対策の充実	町民部	町民安全課	—
5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり			
1 都市インフラの最適化			
1 道路の整備	都市建設部	道路課	—
2 公共交通網の整備	都市建設部	都市計画課	—
3 下水道の整備	都市建設部	下水道課	下水道課（管理担当）
2 市街地の整備			
1 市街地整備の推進	都市建設部	都市整備課	—
3 産業基盤の整備			
1 商業の振興	環境経済部	産業振興課	—
2 工業の振興	環境経済部	産業振興課	—
3 農業の振興	環境経済部	農政課	農業委員会事務局
4 観光の振興	環境経済部	産業振興課	—
6 まちづくりのための基盤づくり			
1 つながる力の促進			
1 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	町民協働課	—
2 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	町民窓口課	町民窓口課（総合窓口担当）
2 持続的かつ健全な行政運営			
1 自律的な行政運営	企画部	企画政策課、広報戦略課 資産経営課	財政課（財政担当）（契約検査担当）
2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	人事課、デジタル推進課	総務課（庁舎管理担当） （行政管理担当）（寒川文書館） 税務収納課（町民税担当） （資産税担当）（収納担当）
全施策推進を支える組織		会計課	
		議会事務局	
		選挙管理委員会事務局	
		監査委員事務局	
分野横断的な重要施策を推進する組織		町長室	（秘書担当） （特命担当）

第1章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
1 まちづくりの原動力となるひとづくり			
1 子育て・子育て・教育の推進			
1 子育て支援の充実	子ども育成部	子育て支援課、保育幼稚園課	子ども政策課（子ども政策担当）
2 子どもの育ち・発達の支援	子ども育成部	子育て支援課	
3 学校教育の推進	教育委員会	学校教育課	教育政策課（教育政策担当） 学校教育課（教育研究室） 教育施設給食課（教育施設担当） 教育施設給食課（学校給食担当） （豊川学校給食センター）

施策名	111 子育て支援の充実
施策目標	子育てする人が「安心して子育てができる」と実感している。
施策名	112 子どもの育ち・発達の支援
施策目標	子どもが心身共に健やかに成長している。
施策目標を支える組織	子ども政策課 子ども政策担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	こども基本法が施行されたことから、町は、同法の基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び県との連携を図りつつ、町内におけるこどもの状況に応じた施策を策定して実施する必要があります。
業務目標	次代を担う子どもたち一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるよう、こども施策を総合的に推進します。

施策名	113 学校教育の推進
施策目標	児童・生徒のニーズに合った教育環境整備が図られている。 児童・生徒がこれからの社会で必要な「生きる力」を身につけている。
施策目標を支える組織	教育政策課 教育政策担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	「地域全体で取り組む多様な学びの機会とひとづくりの形成」や「地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくり」が不可欠となっています。
業務目標	将来を担う子どもたちが心身共に健やかに成長できるよう望ましい教育環境づくりを推進します。

施策目標を支える組織		学校教育課 教育研究室
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	家庭教育力の低下、教育相談件数の増加、不登校の増加、生徒指導の複雑化・困難化、若手教員の増加などの今日的教育課題に対して、「教育研究」「教育研修」「教育相談」に関する教育環境のさらなる充実が必要です。
	業務目標	・教職員が資質・能力を向上させ、今日的教育課題に適切に対応できるよう、教職員研修会の開催や教育研究の充実などを図り、教職員の学びの場を確保します。 ・児童生徒または保護者の教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行防止及び自立を目指して、支援・相談業務を行います。
施策目標を支える組織		教育施設給食課 教育施設担当
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	学校施設については、厳しい財政状況の中で老朽化対策、安全確保及び機能充実等が求められています。
	業務目標	学校施設の維持保全と整備を通じた安全・安心な学校教育を継続するための環境づくりを推進します。
施策目標を支える組織		教育施設給食課 学校給食担当
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	より安定した形での安全・安心な給食提供を行う形態を継続して検討する必要があります。また、給食費管理については、高水準な収納率を維持しつつ、かつ、物価高騰等の社会情勢も見ながら適正な給食費単価を維持する必要があります。
	業務目標	学校給食の安定提供ができる運用体制の整備および適正な給食費の管理体制を構築します。
施策目標を支える組織		教育施設給食課 寒川学校給食センター
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	安定して安全・安心な給食の提供を続けるとともに学校給食における食育推進を行っていく必要があります。また、「食の発信基地」として施設を活用していけるよう、より多くの人に周知を行い利用率の向上を図っていく必要があります。
	業務目標	学校給食の安定提供および食の発信基地としての施設運用体制を構築します。

第2章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり			
1 健康寿命の延伸			
1 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課	保険年金課（年金担当） （国保・高齢者医療担当）
2 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課	—
2 福祉の充実			
1 地域福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
2 障がい福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
3 高齢福祉の充実	健康福祉部	高齢介護課	—

施策名	211 生涯を通じた健康づくりの充実
施策目標	町民がひとのつながりや地域のつながりを持ち、日常生活の中で自主的に健康づくりに取り組んでいる。それにより、町民の健康の維持増進が図られ、健康寿命が延伸している。
施策目標を支える組織	保険年金課（年金担当）
町を取り巻く状況（現状、課題）	国民年金制度は複雑化しており、年金事務所とさらなる連携強化を推進していく必要があります。
業務目標	年金事務所と連携した受給権の確保を図っていきます。
施策目標を支える組織	保険年金課（国保・高齢者医療担当）
町を取り巻く状況（現状、課題）	・国民健康保険被保険者数の減少や高齢化、後期高齢者被保険者数が増加しています。 ・増加する医療費へ対応するため、医療費適正化への取り組みが求められています。
業務目標	町民の健康保持の推進及び適正な給付管理を行い、医療費の適正化を図っていきます。

第3章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
3 ところ穏やかに暮らせるまちづくり			
1 自然環境の保全			
1 公園・緑地等の充実	都市建設部	都市計画課	—
2 自然環境保全の推進	環境経済部	環境課	—
3 脱炭素・気候変動適応の推進	環境経済部	環境課	—
2 住環境の整備			
1 住環境の向上	都市建設部	都市計画課	—
2 地域美化の推進	環境経済部	環境課	—
3 資源循環の推進	環境経済部	環境課	環境課（美化センター） （リサイクルセンター）

施策名	323 資源循環の推進
施策目標	町民に「混ぜればごみ、分ければ資源」という意識が浸透している。 積極的に 3R+Renewable が行われている。
施策目標を支える組織	環境課 美化センター
町を取り巻く状況 （現状、課題）	美化センターは老朽化等が課題となっていることから、令和5年3月 藤沢市及び茅ヶ崎市と共に湘南東ブロックし尿処理広域化方針を策 定し、令和14年度より藤沢市においてし尿処理広域化施設を供用開 始する方針としています。 行政人口の減少や下水道普及率の向上によりし尿等の搬入量は減少 傾向にあるものの、循環型社会の形成や資源循環の推進に向け、必要 な社会インフラとしてそれまでの間、適正なし尿処理体制を確保して いくことが求められています。
業務目標	令和14年度の湘南東ブロックし尿処理広域化施設の供用開始までの 間、適正なし尿処理を継続できるよう適切な施設機能の維持及び人員 体制の確保を図っていきます。 また、災害等の緊急事態に備えた処理体制の構築に努めます。
施策目標を支える組織	環境課 リサイクルセンター
町を取り巻く状況 （現状、課題）	リサイクルセンターに持ち込まれる資源物には不適正なものが含ま れており、有効に活用される原材料に資源化するために不適物を取り 除く必要があります。 そのためにも、住民に資源物の分別に対する意識の向上を図っていく ことが求められています。
業務目標	・適正な資源物の処理体制を確保し、有効に活用される原材料として 品質の高い資源化を図ります。 ・分別に対する意識の向上を図るため、資源物がリサイクル業者に引 き渡されるまでの過程やリサイクルされる過程を、広く知ってもら うための見学会等を実施します。

第5章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり			
1 都市インフラの最適化			
1 道路の整備	都市建設部	道路課	—
2 公共交通網の整備	都市建設部	都市計画課	—
3 下水道の整備	都市建設部	下水道課	下水道課（管理担当）
2 市街地の整備			
1 市街地整備の推進	都市建設部	都市整備課	
3 産業基盤の整備			
1 商業の振興	環境経済部	産業振興課	—
2 工業の振興	環境経済部	産業振興課	—
3 農業の振興	環境経済部	農政課	農業委員会事務局
4 観光の振興	環境経済部	産業振興課	—

施策名	513 下水道の整備
施策目標	内水による床上浸水被害を受けていない。
施策目標を支える組織	下水道課 管理担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	埋設してから数十年経過している下水道管が老朽化しており、長寿命化などの維持管理費が必要になってきております。そのような中、市街化の進展や集中豪雨の増加等に伴い、危険性が増している浸水被害への対応が必要です。
業務目標	中長期的な経営視点で持続可能な維持管理を実施し、既存の雨水幹線の浚せつやごみ揚げ等により浸水被害の解消を図ります。

施策名	533 農業の振興
施策目標	農業への関心が高まり、新たな担い手が創出されることで生産性が向上し、農業経営が安定している。
施策目標を支える組織	農業委員会事務局
町を取り巻く状況 （現状、課題）	生産者の高齢化により耕作や管理することが難しくなり、耕作放棄地が増加しつつあります。
業務目標	地域計画に基づき耕作者と農地所有者との利用調整を図ることにより耕作放棄地の縮減を目指します。

第6章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
6 まちづくりのための基盤づくり			
1 つながる力の促進			
1 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	町民協働課	—
2 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	町民窓口課	町民窓口課（総合窓口担当）
2 持続的かつ健全な行財政運営			
1 自律的な行財政運営	企画部	企画政策課、広報戦略課 資産経営課	財政課（財政担当）（契約検査担当）
2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	人事課、デジタル推進課	総務課（庁舎管理担当） （行政管理担当）（寒川文書館） 税務収納課（町民税担当） （資産税担当）（収納担当）

施策名	612 多様な主体によるまちづくりの推進
施策目標	すべての町民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会が実現している。
施策目標を支える組織	町民窓口課 総合窓口担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	マイナンバー制度が推進され、情報連携が急速に進められています。 また、迅速かつ的確な対応が求められています。
業務目標	個人情報適切に管理し、安心感のある窓口サービスを提供します。 また、迅速かつ的確で満足度の高い窓口サービスを提供します。

施策名	621 自律的な行財政運営
施策目標	生産年齢人口が住む場所、働く場所、活動する場所などとして寒川町を選択している。 町外の人がふるさと納税する場として寒川町を選択している。
施策目標を支える組織	財政課 財政担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	少子高齢化の進行や公共施設の更新などにより、今後の財政需要はさらに増大することが見込まれる一方、年少人口が減少することで、町の歳入予算の大半をしめる町税収入は減少していくことが見込まれます。
業務目標	町の将来人口推計を踏まえた長期財政推計を定期的に見直すなど、将来の財政需要を見通すことで、健全で持続可能な財政運営に努めます。
施策目標を支える組織	財政課 契約検査担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	つながる力の促進を目指して諸施策を推進していくことに伴い、今後民間による事業実施（委託・発注等）の増加が見込まれます。
業務目標	官民の適正な関係性の中で健全なまちづくりを推進するため、公平・公正かつ的確な契約・検査を行う体制を構築します。

施策名	622 まちづくりを支える組織と基盤づくり	
施策目標	町職員の持つ能力を最大限発揮し、魅力的なまちづくりに貢献している。	
施策目標を支える組織	総務課 庁舎管理担当	
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	・庁舎の老朽化に伴う維持管理経費の負担が増大しています。 ・第3次寒川町環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（行政編）に基づき、気候変動への適応と2050年までのゼロカーボンシティの実現にむけた取り組みを進めている中で、公用車の「EVシフト」が進んでいない状況にあります。
	業務目標	・計画的な保全及び劣化等の不具合が認められた時点で修繕を行い、現庁舎において、安全で快適な利用環境を実現し、職員の執務環境及び住民が必要とする行政サービスの維持・向上を図っていきます。 ・公用車の適正な更新と維持管理を行うとともに、EV車を積極的に導入し、「EVシフト」を推進していきます。
施策目標を支える組織	総務課 行政管理担当	
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	町が行う事務は文書によって処理されることが原則であり、文書は町民の財産であることを認識しその取り扱いを適切に行うとともに、法令等に基づいて職務を行うにあたり法制執務などのスキルの向上が求められています。
	業務目標	例規システムや法制執務の研修、文書の取扱状況の確認など、職員一人ひとりが文書や法制執務に関する知識及び能力を習得し、それらを最大限活用できるよう支援します。
施策目標を支える組織	総務課 寒川文書館	
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	郷土の歴史的、文化的価値を有する公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集、保存し、広く利用に供することが求められています。
	業務目標	郷土の歴史的、文化的価値を有する町の記録資料を収集・整理し、情報を適切に管理します。その情報を組織内で共有することで、業務の効率化を図ります。

施策目標を支える組織		税務収納課 町民税担当
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	近年の複雑な税制改正に対して、適切な情報収集や制度対応への体制を整える必要があります。また、町税による財源の確保には、納税義務者の行政に対する信頼が不可欠であるため、町民の信頼を失うことのないよう、公平かつ適正な賦課が求められています。
	業務目標	公平かつ適正な税負担の観点の下、税制改正等にも対応したプロセスを実施し、業務の効率化を図るとともに、納税義務者と課税客体に対する適正な賦課に取り組み、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。
施策目標を支える組織		税務収納課 資産税担当
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	固定資産の正確・客観的な評価を実施し、納税義務者の信頼を失うことのないよう、公平かつ適正な賦課が求められています。
	業務目標	固定資産の正確・客観的な評価を実施するため、担当内での固定資産評価基準の解釈のさらなる共通認識を図る事によって課税客体に対する公平かつ適正な賦課に取り組み、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。
施策目標を支える組織		税務収納課 収納担当
	町を取り巻く状況 (現状、課題)	税の徴収にあたっては、町民の信頼を失わないように、公平かつ適正な徴収が求められています。
	業務目標	公平かつ適正な税負担の観点から、積極的な滞納整理を通じて収納率の向上を目指し、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。

第1章から第6章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
全施策推進を支える組織	会計課		
	議会事務局		
	選挙管理委員会事務局		
	監査委員事務局		

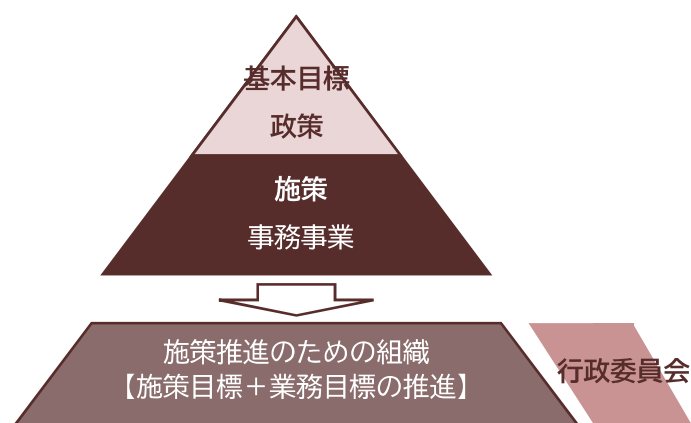
施策名	第1章から第6章の施策	
施策目標を支える組織	会計課	
町を取り巻く状況 （現状、課題）	公金の適正かつ円滑な管理と運用は、町民から信頼される行財政運営に必要不可欠となっています。	
業務目標	迅速で正確な財務伝票の審査と出納事務を執行します。	
施策目標を支える組織	議会事務局	
町を取り巻く状況 （現状、課題）	議会に対する町民の関心が低いため、より身近に感じられるよう、積極的な情報公開が求められています。	
業務目標	議会・議員活動が円滑に行えるよう、議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議・調査・提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に情報公開します。	
施策目標を支える組織	選挙管理委員会事務局	
町を取り巻く状況 （現状、課題）	選挙は、民主主義の根幹を支える基礎として、その公平さ及び公正さを常に求められています。	
業務目標	公職選挙法その他の法令に基づき、公平かつ公正に選挙を執行します。	
施策目標を支える組織	監査委員事務局	
町を取り巻く状況 （現状、課題）	健全な行財政運営を目指すために、行財政執行の適正性、効率性、妥当性の維持及び確保が求められています。	
業務目標	監査基準に基づき、内部統制に依拠した監査等を実施します。	

分野横断的な重要施策を推進する組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	分野横断的な重要施策を推進する組織 （担当名）
分野横断的な重要施策を推進する組織	町長室	（秘書担当） （特命担当）

施策名	分野横断的な重要施策を推進する組織
施策目標を支える組織	秘書担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	今後、社会経済環境に大きな変化が見込まれることから、これに対応し克服するための的確な政策展開が求められています。
業務目標	町長及び副町長による戦略的な政策判断と、組織のリーダーとしてのトップマネジメントが円滑に機能するよう、町長・副町長の執務環境を整備、補佐し、行政に対する信頼を確保します。
施策目標を支える組織	特命担当
町を取り巻く状況 （現状、課題）	これまでの組織マネジメントを再編し、組織内で取り組むべきミッションを分野横断的に取り組んでいく必要性があることに加え、これを着実かつ迅速に対応していくことが求められています。
業務目標	町長自らのトップマネジメントにより、重要施策に対し分野横断的なチームを編成することで意思決定や取り組みの迅速性を確保します。

ここに定めた、それぞれの部課・担当等の業務目標の推進と、各施策の推進体制（施策責任者を中心とした各組織の取り組み）により、本総合計画の目標である「つながる力で 新化するまち」の実現、住民福祉の増進に向けて、それぞれの役割を明確化することで、組織一丸となった施策の推進を図ります。



VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）

1 策定について

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）を新たに策定しました。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標の方向性は変更せず、地方のデジタル実装を下支えすることを目的にデジタル実装の基礎条件の整備を位置付け、地域の個性を生かしながらデジタルの力により地方創生の取り組みを加速化・深化させていくこととしています。

県においては、令和6年3月に「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。基本目標は前戦略の基本目標を継承し、新たに地域ビジョンの設定とデジタルを活用した取り組みや指標を位置付けて、地方創生を推進することを定めています。

寒川町では、少子高齢化に対応し、地域の持続可能性を有した魅力ある町であり続けるため、将来の人口のあり方を明らかにし、取り組むべき方向性を示す「寒川町人口ビジョン」に基づき「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月から2期にわたって策定し、4つの基本目標に沿って具体的な取り組みを進めてきました。

寒川町の人口は、現状の出生率及び人口移動率を前提とした場合、2065年には35,661人にまで減少し、高齢化率も37.7%まで高まり、人口減少と高齢化の進行が見込まれます。

人口減少と高齢化の進行は、経済規模の縮小や社会保障関係経費の増加など、地域の持続可能性を脅かすおそれがあるため、「寒川町人口ビジョン（令和6年12月改定）」において、労働力の確保や社会保障関係費の抑制の観点から「2065年に人口44,374人、高齢化率32.0%」を人口の将来展望として掲げました。

この目標を達成するため、減少傾向にある合計特殊出生率1.28（2018年～2022年平均）を維持するとともに、目指すべき将来の方向として、「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の3つを掲げ、若い世代の流入促進や転出抑制に向けた施策を展開します。

「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」は、寒川町人口ビジョンにおける将来展望を実現するため、今後予想される人口減少への具体的な処方箋として、令和10年度（2028年度）までの取組目標や施策の方向性、施策内容を明らかにしたものです。

計画の策定にあたっては、国県の総合戦略を勘案した上で、地域ビジョンを設定し、第2期計画（令和3年度～令和6年度）の効果検証、国・県の動向、ならびに、外部要因及び内部要因等を踏まえ、その中で明らかになった課題への対応やまちの魅力の向上に資する施策を中心に、選択と集中を図り計画を再構成しました。

この「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」に基づき、町だけではなく、町民・企業・団体等の皆様との連携のもと、地方創生の取り組みを推進します。

(1) 第2期の振り返り

第2期計画期間における人口動態は、人口ビジョン（令和3年3月改訂）に定める目標人口を超えて推移しており、また、本計画の数値目標及びKPIは一部未達成ではあるものの、概ね良好に進捗しており、全体の取り組みとしては順調に推移しているといえます。未達成の取り組みとして、特に基本目標3における合計特殊出生率や年少人口については、子育て施策への投資は多く行ってきたものの、目標を達成できていない状況です。また、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、全国的に東京都への人流が戻る傾向がみられ、直近の実績においても、20代前半の転出は依然として多く、特に、女性における転出超過も課題となっています。

このほか、数値目標及びKPIの達成状況から順調に推移している各基本目標においても、解決できていない課題があり次の段階への進展が求められている施策もあるものの、地方創生への寄与度等を踏まえた優先度が低い施策もあります。外部要因及び内部要因等を踏まえ、施策の構成及び目標の見直しを行う必要があります。

	推計人口	目標人口	人口実績
年少人口	5,967人	5,994人	6,081人
0～4歳	1,746人	1,758人	1,729人
5～9歳	2,029人	2,039人	2,126人
10～14歳	2,192人	2,197人	2,226人
生産年齢人口	28,384人	28,454人	29,440人
老年人口 (高齢化率)	13,532人 (28.3%)	13,532人 (28.2%)	13,540人 (27.6%)

(令和6年4月1日時点)

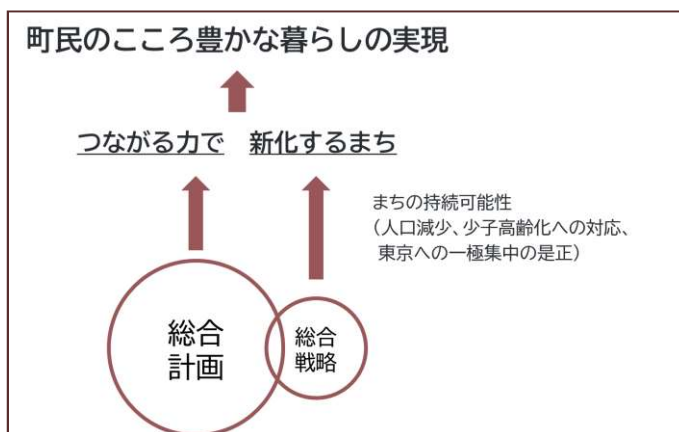
(2) 総合計画との関係

「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、少子高齢化・人口減少への対応を目的とし、「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の視点から、課題解決に必要な取り組みを体系化し、取り組みを進めてきました。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）及び寒川町総合計画2040第1次実施計画では、総合戦略を総合計画推進のための最重要課題である少子高齢化・人口減少に特化してアプローチする取り組み（総合計画推進のメインエンジン）として位置付け、これを効果的・効率的に推進するため、これまで別々に策定していた計画を一体化しました。また、本戦略の「2 地域ビジョンについて」で記載のとおり、寒川町総合計画2040と本戦略のまち将来像は同一のものとしています。

寒川町総合計画 2040 は、「社会保障の 2040 年問題」や少子高齢化・人口減少といった町の持続可能性に関わる課題を背景とし、その課題への対応をすることで町民の「こころ豊かな暮らし」を実現するための取り組みを示し、本戦略においては持続可能性に関わる課題の解決に、より焦点をあてていることから、寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画との策定プロセスは異なり、同一な取り組み、目標設定に限りません。しかしながら、両計画（戦略）を進めることで、将来にわたって町民の「こころ豊かな暮らし」が実現できることから、引き続き、実施計画に内包することとします。

持続可能性を確保するための人口戦略として、どのような施策に投資すれば効果的であり、その施策におけるターゲットや提供する価値を見定め、選択と集中を図った取り組みを推進していきます。



(3) 計画期間

第 3 期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画の計画期間と同様に、令和 7 年度（2025 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 4 年間で計画期間とします。

(4) 計画期間における目標人口

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 3 期）では、令和 7 年度から令和 10 年度までの取り組みをとおして、令和 11 年度当初において、人口 48,578 人、高齢化率 28.1% を達成することを目標として設定します。

【目標人口と各人口の構成】

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	高齢化率
【現状値】 R5 年（2023 年）	49,029 人	6,136 人	29,430 人	13,463 人	27.5%
【推計人口】 R11 年（2029 年）	48,414 人	5,536 人	29,222 人	13,655 人	28.2%
【目標人口】 R11 年（2029 年）	48,578 人	5,636 人	29,287 人	13,655 人	28.1%

※各年度 4 月 1 日時点の人口数

2 地域ビジョンについて

地方それぞれが抱える社会課題の解決を図るために、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、総合戦略を策定することが肝要です。

各地方における人口減少や少子高齢化といった社会課題の解決はいまだ達成できておらず、また、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、地方経済を支える産業への打撃や地域コミュニティの弱体化など、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。また、高齢化等の地方が抱えていた構造的な問題とあいまって、地方は疲弊しきっています。

このような背景を受け、国においては、これまでの総合戦略を抜本的に見直し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、国や地方の取り組みを大きくバージョンアップさせ、地方の社会課題を解決し、魅力を向上させることを通じて、地方の活性化を図ることが求められています。

寒川町総合計画 2040 基本構想では、まちの将来像を「つながる力で 新化するまち」としています。この将来像は、町の特徴や町民性の背景を基に、つながりにより地域課題を解決し、まちの活力を生み出し（地方創生）、さまざまな社会経済環境の中にあっても、新しく生み出しながら、進んでいくことを表現しています。

このように、地方創生の考え方と基本構想で掲げるまちの将来像が共通していること、また、寒川町総合計画 2040 との整合性も勘案し、第 3 期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域ビジョンも「つながる力で 新化するまち」とします。

3 寒川町のブランド推進による地方創生

ブランドスローガン『「高座」のころ。』は、私たちのまち寒川が、いにしえから受け継いできた「高い志」、「品格」、「穏やかさ」、「優しさ」、「あたたかさ」といった町の特徴や町民性を唯一無二の価値あるものとして表したものです。

町ブランドを推進することで、町の特徴や町民性を後世に伝えながら、将来にわたって町民のころ豊かな暮らしを実現します。

そのためには、寒川町が住む場所、働く場所、関係を持つ場所として、選ばれ続ける必要があります。しかしながら、寒川町は、個性と魅力のある自治体に囲まれています。近隣市と類似した施策やサービスを展開したとしても、寒川町が特出せずに埋もれてしまいます。また、寒川町にとって困難な目標、特性やニーズにあっていない目標を設定したとしても、効果的ではありません。

寒川町らしさである「高座」のころ。を町民を中心とした関係者に対して示し、寒川町の特徴を理解し、それに見合った取り組み（町ブランド推進）を行っていくことが地方創生を実現するために重要です。

「寒川」らしい価値を提供し、持続可能なまちを目指します

地方創生



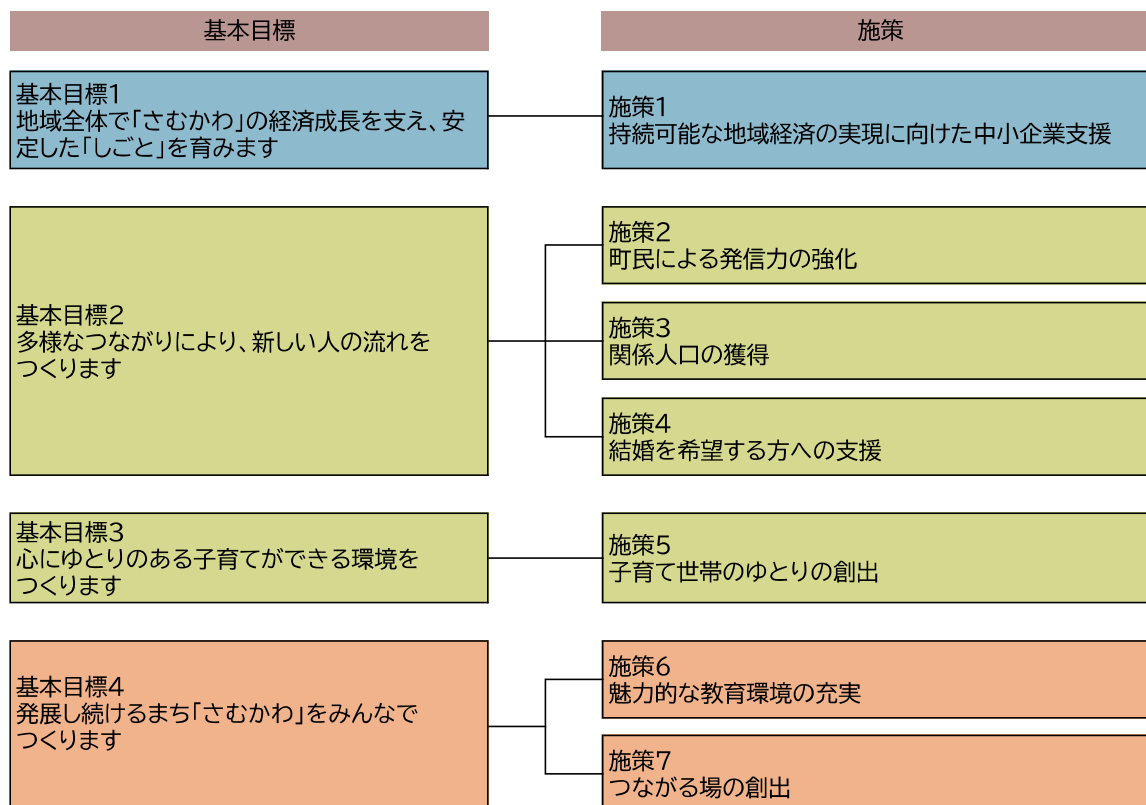
「高座」のころ。

高座郡さむかわ

4 基本目標と目指すべき基本的方向

人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向である「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の3つの視点に基づいた上で、第2期計画の効果検証及び寒川町の現状分析等から明らかになった課題の解決やまちの魅力の向上に資する施策を中心に取り組みを進めます。

地域の社会課題の解決や魅力向上を図るためには、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」の4つの取り組みを進めていくことが重要であり、また、第2期計画が概ね順調に推移していることを踏まえ、基本目標等の体系については第2期計画の構成を引き継ぎ、次のとおりとします。



(1) 基本目標 1

地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
支援先企業の前年比売上高DI(ポイント)	—	20 (R10)
創業者数(件)	25 (R5)	29 (R10)
デジタル地域通貨による決済金額(円)	—	210,000,000 (R10)

① 基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町は、生産年齢人口に占める製造品出荷額等の水準が近隣市と比べて突出して高いなど、基盤産業である製造業を中心に安定した雇用の機会を創出している一方、商業を中心とした第三次産業については、商業事業所1事業所あたりの商業年間商品販売額が近隣市よりも低い水準にあるなど、規模が小さく、地域の核となるビジネス・産業が十分に育っていないなどの課題があります。また、今後予想される生産年齢人口の減少による労働力不足とあいまって、地域の発展が妨げられるおそれがあります。

第2期計画では、こうした状況の中、エコノミックガーデニング推進事業を展開し、地域経済コンシェルジュによる創業支援や事業承継支援、販路拡大のほか、地域経済の担い手となる若手経営者や事業後継者、さらには従業員といった人材の育成などを行い、地域経済団体、金融機関等と行政が一体となって支援を進めてきました。その結果、町内企業等の従業員数や創業者数は増加傾向にあるといえます。

地方創生において、メインターゲットとなる若者は仕事をきっかけとした転入が多く、雇用力を維持していくことが肝要であり、多様なニーズに対応できる新たな産業の誘致を進める必要があること、また、地域経済循環による環境分析においては、本社機能や川上産業と親和性のある企業の誘致が求められることから、大企業等の立地促進をすることも必要ですが、土地活用の観点から短期間で成果を上げる取り組みを当計画に掲載することは困難です。

大企業等の誘致も視野に入れながら、第3期計画においては、寒川町の強みとなっている中小企業への伴走型の支援体制を継続します。こうした支援体制をベースに取り組みをさらに浸透させ、特に、課題となる商業分野への支援を浸透させ、工業及び商業の両分野において、中小企業が地域経済の中心的役割を果たす存在として持続的に発展できる地域経済の循環が必要です。

② 目指すべき基本的方向（施策）

《施策1 持続可能な地域経済の実現に向けた中小企業支援》

地域経済の活性化に向け、寒川町に立地する企業の経営課題に対する支援体制を充実させ、新たなビジネス機会の創出や創業者の機運を醸成することで、多様な人材の流入を目指します。また、デジタル地域通貨の活用により地域内の消費活動の促進につなげるとともに、安定した顧客を確保することで地域独自の魅力の強化を図ります。

工業、商業の両分野において、中小企業が地域経済の中心的役割を果たす存在として持続的に発展できるよう多様なつながりを持ち、地域全体の経済成長を支えます。

ターゲット(Who)	中小企業及び創業希望者	取り組み (How)	・専門家の企業訪問による経営課題への支援 ・創業支援等事業計画に基づく創業相談及び創業セミナー ・補助金等支援メニューの充実 ・支援機関(経済団体、金融機関等)との連携強化 ・デジタル地域通貨の普及・価値創造 など			
提供価値(What)	持続的に企業活動が展開できる環境					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
経営課題への支援企業数(件)		30 (R5)	30	30	30	30
支援メニュー利用数(件)		127 (R元)	130	135	140	145
創業支援等事業計画に基づく支援数(件)		64 (R5)	66	68	70	72
地域通貨加盟店数(店)		-	200	300	310	320

(2) 基本目標 2

多様なつながりにより、新しい人の流れをつくります

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
町の情報発信の取り組みに実際に協力してくれた住民等の人数(人)	35 (R5)	100 (R10)
町民の「高座」のころ。の取り組みの認知度(%)	28 (R5)	34 (R10)
ふるさと納税寄附人数(人)	1,843 (R5)	1,569 (R10)
ふるさと納税による寄附受入額(千円)	58,181 (R5)	50,000 (R10)
スポーツ施設利用者数(人)	304,048 (R5)	330,000 (R10)
結婚新生活支援制度等をきっかけに寒川町での居住を決めた世帯数	—	25(R10)
町内で開催された婚活イベントの参加者数(人)	60(R5)	60(R10)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町の人口動態の傾向として、社会増による人口増が続いており、その要因は、製造業を基盤とした雇用力による仕事をきっかけとした若者と住宅購入をきっかけとしたファミリー層が多く、また、近隣市からの転入割合が高いことが特徴です。

また、昼間人口が人口総数とほぼ同水準であることから、他市町村からの通勤流入者の割合が高いことも特徴としてあげられます。

観光による人の流れについては、コロナ禍により落ち込みましたが、令和5年度にはコロナ禍前の基準に戻りました。

第2期計画では、まちの魅力となる地域資源の発見、創出、維持、そして、その発信を行い、また、まちの魅力となるブランド展開と町民とのブランドコミュニケーションを進め、移住・定住を促進してきました。第2期計画期間は、コロナの影響等もあり都心への集中が弱まり寒川町においても人口は増加傾向にありました。コロナの収束に伴い、都心への人口集中が戻りつつあるため、寒川町の人口動態も注視する必要があります。

第3期計画期間では、観光による交流人口ではなく、より定住人口に踏み込んだ関係人口の獲得を目指した施策の展開や、ブランド（寒川町らしさ）に共感してくれる方のさらなる獲得、また、そのような方たちとのまちの魅力の発信が必要です。

また、地方創生のメインターゲットとなる若者のライフイベントを捉え、町のブランドとの親和性が高く、かつ、マーケティングに基づいた効果的な施策の検討も必要です。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策2 町民による発信力の強化》

多くの年代において転入超過傾向が続いている中で、20代前半における転出超過が課題となっています。20代前半の転出の理由としては仕事によるものが多く、その理由を上回る施策やハード面の整備の展開を目指すだけではなく、「高座」のころ。に基づく寒川らしさによる差別化戦略も重要です。

こうした中で、転入の促進だけではなく、転出数年後に居住地を決める際のきっかけや転出抑制に向けた取り組みとして、シビックプライドの醸成を図り、特に、UGC（ユーザー生成コンテンツ：ユーザー（住民）によって制作・発信されるコンテンツ）の発信を促進し、意識なく寒川町に居住している方へ、他者からの評価により自分の住んでいる寒川町の良さを認識する機会を創出し、地域への誇りや愛着の形成を図ります。

ターゲット(Who)	なんとなく寒川町に住んでいる(住んでいた)人	取組 (How)	町のブランディングに賛同する住民等の応援体制の強化及びプロモーションの展開 ・移住サポーター等を活用した移住相談(新) ・SNSでの町の魅力発信協力者の獲得(新) ・ロケの積極的な誘致 など			
提供価値(What)	自己(町)の価値を認識する機会					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
SNS魅力発信協力者数(人)		—	2	4	7	10
移住サポーター数(人)		10 (R5)	14	16	18	20
「高座」のころ。実行委員会会員数(人)		31 (R5)	35	35	35	35
ロケ地登録数(件)		28 (R5)	35	40	45	50

《施策3 関係人口の獲得》

地方創生においては、移住による定住人口でもなく、観光による交流人口でもない、地域と多様に関わる関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることが期待されます。その中でも相関関係の高いスポーツに関する関係人口と非訪問型の関係人口であるふるさと納税の推進を重点的に取り組みます。

ふるさと納税については、近年、納税額の流出増が課題となっており、魅力的な返礼品の充実により、全国の方からの寄附を通じた町の関係人口の増加を目指します。

スポーツについては、仲間とのつながりを通して認め合える機会を提供し、運動やスポーツの継続を促し、町への関係を強めることを進めます。

寒川町での体験を通して、寒川町らしさ（「高座」のころ。）を感じてもらい、移住・定住、または、まちづくりへの参加、参画につながる関係人口の創出につなげます。

ターゲット(Who)	ふるさと納税を通じて寒川町を応援したい人	取り組み (How)	・ふるさと納税サイトの拡充 ・返礼品の充実 ・PRの強化 ・地域通貨との連携 など			
提供価値(What)	寒川町ならではの体験、魅力的な返礼品					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
ふるさと納税返礼品(品)		326 (R5)	330	335	340	345

ターゲット(Who)	スポーツを続けられなかった人	取り組み (How)	・町外住民と寒川町民の交流の機会 ・イベント情報の町外への周知 ・民間スポーツ施設との連携(講師や場所の提供) など			
提供価値(What)	認め合える機会					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
スポーツ事業への参加者数(人)		19,578 (R5)	20,082	20,469	20,856	21,123

《施策4 結婚を希望する方への支援》

日本では、婚姻数の減少が少子化の大きな要因の1つとなっていることから、少子化の解消には、婚姻数の増加を図る取り組みも必要です。

次期において結婚から出産につなげることを見据えて、今期においては、未婚の理由として多く挙げられている「出会いの機会」や「結婚資金」がないといったことへの支援に取り組み、関係人口の創出、転入促進、転出抑制等といったヒトの流れをとらえる施策を展開します。

ターゲット(Who)	結婚をしたくても機会を逃している人	取組 (How)	・出会いの場の創出 ・新婚生活への支援 など			
提供価値(What)	出会いの場 新婚生活支援					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
新婚生活支援補助件数		—	150	150	150	150
町内での婚活イベントへの支援件数		1 (R5)	1	1	1	1

(3) 基本目標 3

心にゆとりのある子育てができる環境をつくります

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
寒川町で子育てをしたいと思う保護者の割合(%)	95.5 (R3-R5平均)	95.5 (R10)
待機児童数【保育園】(人)	2 (R6)	0 (R10)
待機児童数【児童クラブ】(人)	8 (R5)	0 (R10)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町の合計特殊出生率は1.26(令和3年)と全国平均とほぼ同水準です。また、神奈川県内で比較すると、県平均を上回り、近隣市と比較すると中位に位置しています。なお、直近5年間(令和元年度～令和5年度)の出生数の減少率は約16%となっています。

第2期計画では、子育て世代の経済的負担感・不安感を軽減するための環境づくりや保育園、児童クラブにおける確保提供量の向上、また、教育においては、これからの社会を生き抜いていくための力を身に付けられるように、英語やICTの活用技術、主体的に考えられる力の習得など、これから必要とされる教育環境の充実を図ってきました。

子育て環境の充実については、第1期計画期間より湘南地域で最も子育てしやすいまちを目指し、事業展開を図ってきましたが出生率の達成には至っていないこと、また、異次元の少子化対策として、国から自治体へさまざまな新規事業への取り組みが求められ、限られた財源の中でさらなる投資が想定されます。

また、直近の人口動態の傾向として、住宅購入をきっかけとしたファミリー層の転入超過の傾向が見られること、また、住民満足度アンケートの結果より、子育てに関する施策は全体の満足度への寄与度が高い結果となっています。

これらのことから、第3期計画においては、多様化・複雑化するニーズを的確に把握し、先を見据えた選択と集中を図った事業展開、対策が必要です。

②目指すべき基本的方向(施策)

《施策5 子育て世帯のゆとりの創出》

子育て世帯においては共働き世帯が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立を希望する女性の割合も増えています。日々の生活が忙しくゆとりの少ない子育て世帯に対し、子どもを預けられる環境や子育てにおける負担や悩みを解消する支援を実施し、家族の時間も自分の時間も大切にしたいというニーズを叶えます。

これまで整えてきた子育て支援体制や経済的支援などの当たり前品質は維持しつつ、毎日の生活に寄り添ったサポートに重点を置き湘南地域で最も子育てしやすいまちを目指します。

ターゲット(Who)	個人の時間も大切にしたいと考えている保護者	取組 (How)	・母子手帳アプリの機能整理及び活用促進 ・予診票や問診票のDX化 ・子育て支援センター事業 ・産後ケア事業 など			
提供価値(What)	ゆとりのある自分らしい生活					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
子育て支援センター利用者の満足度(%)		94 (R5)	94	94	94	94
母子手帳アプリの登録者数(人)		586 (R5)	700	984	1,260	1,524

ターゲット(Who)	仕事も子育ても頑張る世帯	取組 (How)	・保育士の確保に向けた取り組み ・保育園の情報発信の取り組み ・確保提供量の拡充に向けた取り組み など			
提供価値(What)	社会貢献(就労)による自己肯定感の向上					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
定員まで入所していない保育園数(施設)		2 (R5)	0	0	0	0
保育の確保提供量(人)		783 (R5)	811	811	811	811
児童クラブの確保提供量(人)		292 (R5)	350	350	350	375

(4) 基本目標 4

発展し続けるまち「さむかわ」をみんなでつくります

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
英語の勉強が好きな子どもの割合(%)	68 (R5)	70 (R10)
課題解決に向けて自ら考え、行動する子どもの割合(%)	82 (R5)	80 (R10)
協働事業提案制度 提案件数(件)	1 (R5)	3 (R10)
団体交流事業による団体マッチング件数(件)	—	2 (R10)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町が魅力あるまちであり続けるためには、安定した「しごと」による雇用力の創出や町の良い認知度の向上により、ひとの流れを生み出し、また、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進め、まちに集まるひとにより寒川町らしい魅力あるまちづくりが創出され、その魅力がひとを呼ぶという循環の構築が必要です。

第2期計画では、若い世代の転出抑制、転入促進など人口確保、町の持続性の向上を目的として、防犯対策の充実、生活環境の充実（公共交通）、若い世代の参加・参画の促進を進めてきました。

第3期計画においては、町民からも評価が高くまちの魅力を創出しているグローバル教育事業と、地域ビジョン「つながる力で新化するまち」を体現する協働の促進に絞り、選択と集中を図った事業を取り組みます。

進行管理をしていく中で、社会経済環境の変化を捉え、まちの発展に寄与すると判断した事業は、追加・見直しの可否を検証します。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策6 魅力的な教育環境の充実》

町に住む子どもたちがこれからの社会を生き抜いていくための「生きる力」を身につけられるよう、これからの社会において必要となる英語によるコミュニケーション能力や ICT の活用技術、主体的に考えられる力の習得など、これから必要とされる魅力的な教育環境や教育内容の充実を図ります。

ターゲット(Who)	児童・生徒	取り組み (How)	・FLTの全校配置 ・スキルアップに関する取り組み ・ICTの専門知識を有した人材による高度なサポート など			
提供価値(What)	これからの社会を 生き抜いていくための力					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
FLTの先生との授業で外国語を楽しく学んだ子どもの割合(%)		91 (R5)	90	90	90	90
生徒の英語検定等の資格試験の受検率(%)		8 (R5)	12	16	20	24
ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもの割合(%)		94 (R5)	90	90	90	90

《施策7 つながる場の創出》

地方の魅力を高める上で、温かみのある良質な地域コミュニティづくりも重要な要素ですが、人口減少や高齢化等により地域の担い手の不足し、コミュニティの活力が失われてしまいます。

地域の資源や人材が限られている中で、多様な組織や主体が効果的に連携し、それぞれの考えや取り組みを認め合い、支え合える機会を創出することで、チャレンジできる環境づくりを行います。

ターゲット(Who)	資源(ヒト、モノ、カネ、場所等)に限りがあり、活動の縮小や断念を考えている団体	取り組み (How)	・団体交流事業 ・協働事業提案制度 など			
提供価値(What)	それぞれの考えや取り組みを認め合い、支え合える機会					
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
協働事業相談件数(件)		2 (R5)	3	3	4	4

5 地方創生におけるデジタル活用の方向性

国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、地方の社会課題解決を進めていくこととしています。

また、寒川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」を目指す姿に掲げ、町が抱える課題の解決や将来にわたる発展に向けてくらしのデジタル化と行政内部のデジタル化に取り組んでいくこととしています。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）においても、くらしのデジタル化と行政内部のデジタル化を次の通り整理します。

また、147 ページに記載の進行管理において、デジタルの力によって地方創生の取り組みを加速化・深化させることを目的に、関係各課で連携して検討し、デジタルの利活用を推進してまいります。

01 くらしのデジタル化

本戦略に記載する施策の達成のために、デジタル技術の進展を捉えながら、デジタル技術の利活用を検討していきます。

02 行政内部のデジタル化

くらしのデジタル化を支えるため、進展する新たなデジタル技術を積極的に利活用して行政内部の業務全般の効率化を図るとともに、町の業務を支える ICT 環境や多様なデータ利活用を支える環境の整備を推進し、町民サービスの向上につなげる「行政内部のデジタル化」に取り組みます。

寒川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針では、バックヤード改革、大量入力業務の自動化、生成 AI の活用による職員の事務効率化などを取組事項として掲げており、このような取り組みが、地方創生も含む町全体の業務を支えていきます。



6 総合戦略事業と第2次実施計画事業等の関係性一覧

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）と寒川町総合計画 2040 第2次実施計画におけるまちの将来像（総合戦略においては、地域ビジョン）は共通しているその性質から、策定プロセスにおいて、同じ取り組みとなるものがあります。

次の表には、第2次実施計画における事務事業のうち、総合戦略に記載の施策と同じ取り組みのもの、また、関連のあるものを記載してあります。

総合戦略における施策及び第2次実施計画における事務事業との関係性の構成については、KPI の達成状況等、年度ごとの効果検証により適宜見直しを行い、その時点で最適な手段（事務事業）を構成しながら取り組みを推進することとします。

【総合戦略事業の体系（令和7年度当初時点）】

基本目標	施策	第2次実施計画における事業
基本目標1 地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます	施策1 持続可能な地域経済の実現に向けた中小企業支援	商業振興事業 企業支援事業（エコノミックガーデニング） 【関連事業】企業等立地促進事業
基本目標2 多様なつながりにより、新しい人の流れをつくれます	施策2 町民による発信力の強化	広報プロモーション活動事業 マーケティング推進事業
	施策3 関係人口の獲得	ふるさと納税推進事業 スポーツ活動応援事業 スポーツ施設活性化事業
	施策4 結婚を希望する方への支援	【関連事業】少子化対策推進事業
基本目標3 心にゆとりのある子育てができる環境をつくれます	施策5 子育て世帯のゆとりの創出	子育て支援事業 保育環境充実事業 児童クラブ運営事業 【関連事業】母子保健事業、妊産婦支援事業 小児医療費助成事業、不育症治療費助成事業 地域子育て環境づくり支援事業
基本目標4 発展し続けるまち「さむかわ」をみんなでつくれます	施策6 魅力的な教育環境の充実	グローバル教育推進事業
	施策7 つながる場の創出	協働推進事業 【関連事業】自治会活動支援事業

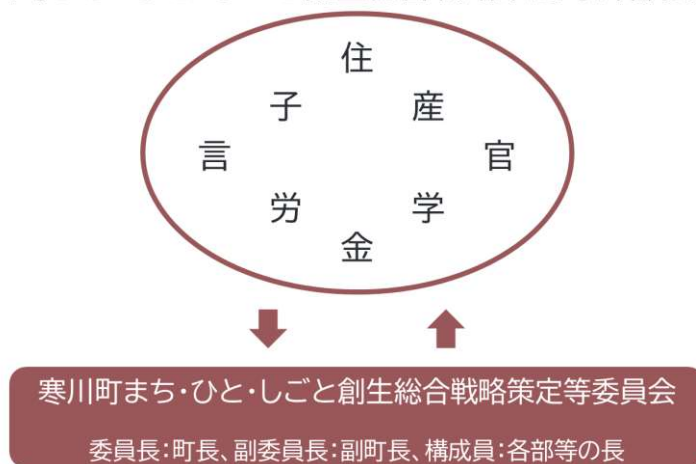
※関連事業：第2次実施計画の搭載の有無に限らず、本総合戦略推進に関係性のあるものを関連事業として位置付けています。

7 進行管理体制

(1) 推進体制

まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的かつ効率的に推進していくためには、住民、関係団体、民間事業者等の参画、協力が重要であることから、住民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、子どもの保護者等（住産官学金労言子）で構成する、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会で、計画の進行管理を行います。さらに、庁内組織として、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等委員会で全庁的な体制で取り組みを進めます。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会



(2) 進行管理と見直し

総合戦略においては、計画期間中の取り組みに対する各政策分野の基本目標に係る数値目標と、それぞれの具体的な施策については重要業績評価指標（KPI）を設定し、検証・改善を図る仕組みとしてPDCAサイクルを確立します。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会等における取組状況の評価の結果により、また、国・県の動向や支援体制、社会情勢の変化による影響があるなど、必要に応じて年度毎に施策や事業の追加、見直し、または、総合戦略の改訂の可否を検証します。

なお、各年度における取り組みとKPIの計測等の効果検証は、48ページの第2次実施計画における進行管理とは別に実施します。

VIII 寒川町における SDGs の推進

1 寒川町総合計画 2040 と SDGs の関連性について

SDGs とは「Sustainable Development Goals」の略であり、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和 12（2030）年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されます。

人口減少・少子高齢化等、社会経済環境が変化する中で、町のまちづくりにおいても「持続可能性」は重要なテーマとなります。

寒川町総合計画 2040 ではまちの将来像として「つながる力で 新化するまち」を掲げ、つながる力によって、今後見込まれるさまざまな社会経済環境の変化にあっても、それぞれの時代に合わせて最適化を図ることで、心豊かな暮らしを実現するためにさまざまな施策を推進していきます。この考え方は、SDGs の理念に類似していることから、本実施計画を実施することは SDGs を達成することに大きく寄与するものと考えます。

そのため、本実施計画では、民間団体や町民等と連携して SDGs の推進に取り組む手段の一つとして、SDGs の 17 の目標のうち各施策に特に関連する目標を示しています。

また、第 2 次実施計画に、SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けることで、総合計画、SDGs を一体的に推進していきたいと考えています。

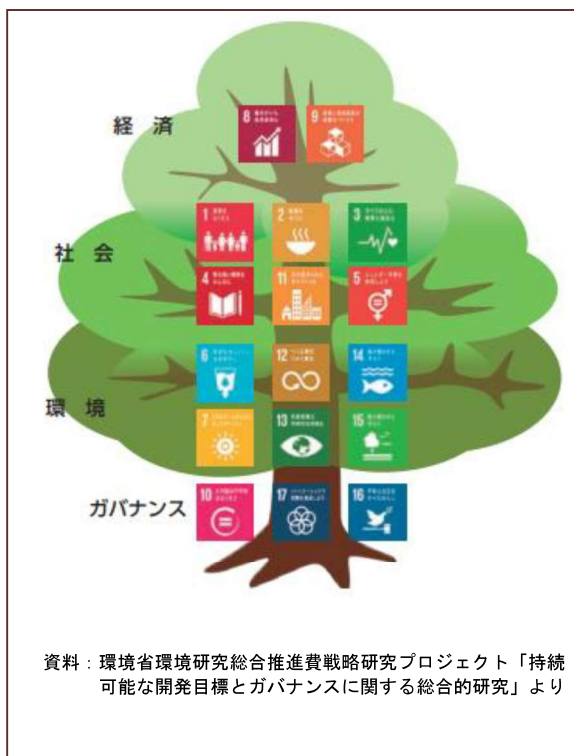
2 SDGs 達成に向けた取り組み

SDGs で掲げる 17 の目標を達成させるためには、「経済・社会・環境」分野の総合的な取り組みが必要であり、国をはじめ、地方自治体や企業などにおいても取り組みを進めています。

右図では、SDGs の概念をわかりやすく表しています。木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境がすべての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。

また、木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかり支えると同時に、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。

木の幹に例えられているガバナンスは、SDGs が目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものとなっています。



【SDGs（17の目標）と自治体行政の関係】

SDGsの17のゴールが自治体行政とどのような関係にあり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて、検討され、次のとおり示されています。

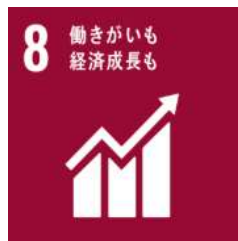
 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



**エネルギーを
みんなに
そして
クリーンに**

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



**働きがいも
経済成長も**

包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



**産業と
技術革新の
基盤を
つくる**

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



**人や国の
不平等を
なくそう**

各国内及び各国間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



**住み
続けられる
まちづくりを**

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



**つくる責任
つかう責任**

持続可能な生産消費形態を確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



**気候変動に
具体的な
対策を**

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



海の豊かさを 守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



陸の豊かさも 守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



平和と公正を すべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



パートナ シップで 目標を 達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：「SDGs（17の目標）と自治体行政の関係」は国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示したものの。

3 寒川町総合計画 2040 第2次実施計画とSDGsの関係性一覧表

各事業と関連性が最も高いSDGsのターゲットを示しています。

節（政策）	項（施策） 施策名（作業部会案）	事務事業																		
		事業名	所管課	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 子育て・子育て・教育の推進	1 子育て支援の充実	1 子育て支援事業	子育て支援課				2													
		2 保育環境充実事業	保育幼稚園課				4													
		3 児童クラブ運営事業	保育幼稚園課				4													
	2 子どもの育ち・発達支援	1 母子保健事業	子育て支援課			2,7,8														
		2 妊産婦支援事業	子育て支援課			1,2,7,8														
	3 学校教育の推進	1 グローバル教育推進事業	学校教育課				7													
		2 教職員の働き方改革推進事業	学校教育課				4													
2 生涯を通じた学びと自己実現の促進	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	1 スポーツ活動応援事業	スポーツ課			4														
		2 スポーツ施設活性化事業	スポーツ課											7						
	2 生涯学習の推進	1 生涯学習振興事業	生涯学習課				7													
		2 青少年健全育成事業	生涯学習課				7													
		3 公民館運営事業	生涯学習課				7,a													
		4 総合図書館運営事業	生涯学習課				7,a													
1 健康寿命の延伸	1 生涯を通じた健康づくりの充実	1 健康づくり事業	健康づくり課			3,4,5,a,b														
		2 特定健康診査事業	健康づくり課			5,8,a														
		3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢介護課、健康づくり課			5,8,a														
	2 高齢者の健康づくりの充実	1 介護予防事業	高齢介護課			5,8,a														
		2 高齢者生きがいづくり等支援事業	高齢介護課			5,8,a														
		4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢介護課、健康づくり課			5,8,a														
2 福祉の充実	1 地域福祉の充実	1 地域福祉推進事業	福祉課	2																
		2 障がい福祉の充実	福祉課						5											
	3 高齢福祉の充実	2 相談支援事業	福祉課										2							
		1 認知症サポーター養成事業（特別会計）	高齢介護課										7							
		2 在宅医療・介護連携推進事業（特別会計）	高齢介護課			5,8,a														
		3 地域包括支援センター事業（特別会計）	高齢介護課			5,8,a														
1 自然環境の保全	1 公園・緑地等の整備	1 公園等協働事業	都市計画課										7							
	2 自然環境保全の推進	1 自然共生推進事業	環境課															4		
	3 脱炭素・気候変動適応の推進	1 地球温暖化防止対策推進事業	環境課												3					
2 住環境の整備	1 住環境の向上	1 耐震改修促進事業	都市計画課										1							
		2 空き家対策事業	都市計画課										3							
	2 地域美化の推進	1 地域美化活動推進事業	環境課										6							
	3 資源循環の推進	1 ごみ減量化・資源化推進事業	環境課										6							
1 安全・安心の充実	1 防災対策の充実	1 自主防災活動事業	町民安全課													1,3				
		2 防災対策事業	町民安全課													1,3				
	2 消防団体制の充実	1 消防団充実強化事業	町民安全課										1							
		1 交通安全活動事業	町民安全課			6														
	3 交通安全・防犯対策の充実																			
		2 防犯対策推進事業	町民安全課																1	

節（政策）	項（施策）		事務事業																		
	施策名（作業部会案）		事業名	所管課	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 都市インフラの最適化	1 道路の整備	1 道路の整備	1 道路橋りょう整備事業	道路課															7		
			2 道路橋りょう維持補修事業	道路課															7		
		2 公共交通網の整備	1 公共交通充実促進事業	都市計画課															2		
			3 下水道の整備	下水道課															5		
2 市街地の整備	1 市街地整備の推進	1 市街地整備の推進	1 寒川駅南口整備事業	都市整備課															7		
			2 田端西地区まちづくり事業	都市整備課											1						
3 産業基盤の整備	1 商業の振興	1 商業の振興	1 商業振興事業	産業振興課									1								
			1 企業支援事業（エコノミックガーデニング）	産業振興課									1								
		2 工業の振興	2 企業立地等促進事業	産業振興課									1								
			3 農業の振興	農政課			3														
1 つながる力の促進	2 観光の振興	1 観光の振興	1 観光振興事業	産業振興課									1								
		2 多様な主体によるまちづくりの推進	1 自治会活動支援事業	町民協働課																	17
			2 協働推進事業	町民協働課																	17
2 持続的かつ健全な行財政運営	1 町民との協働によるまちづくりの推進	1 男女共同参画推進事業	1 男女共同参画推進事業	町民窓口課						5c											
		2 マーケティング推進事業	1 マーケティング推進事業	企画政策課															3		
			2 広報プロモーション活動事業	広報戦略課															3		
2 持続的かつ健全な行財政運営	2 ふるさと納税推進事業	3 ふるさと納税推進事業	3 ふるさと納税推進事業	資産経営課															3		
		1 職員力向上事業	1 職員力向上事業	人事課															3		
			2 デジタル推進事業	デジタル推進課															3		

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標と 169 のターゲット



目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

	ターゲット
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

	ターゲット
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

	ターゲット
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標 4. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

	ターゲット
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

	ターゲット
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

	ターゲット
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率の利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

	ターゲット
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

	ターゲット
8. 1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8. 2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8. 3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8. 4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8. 5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8. 6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8. 7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8. 8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8. 9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8. 10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8. a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8. b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

	ターゲット
9. 1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9. 2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9. 3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9. 4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9. 5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9. a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9. b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9. c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

	ターゲット
10. 1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10. 2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10. 3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10. 4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10. 5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10. 6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10. 7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10. a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10. b	各国の国家計画やプログラムに従って、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10. c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

	ターゲット
11. 1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11. 2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11. 3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11. 4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11. 5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11. 6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11. 7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11. a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11. b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11. c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

	ターゲット
12. 1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12. 2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12. 3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
12. 4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12. 5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12. 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12. 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12. 8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12. a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12. b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12. c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

	ターゲット
13. 1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13. 2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13. 3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13. a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13. b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

	ターゲット
14. 1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14. 2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14. 3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14. 4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14. 5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14. 6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する**。
14. 7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14. a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14. b	小規模・沿岸零細漁業に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14. c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
**現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマandatを考慮。	



目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続+C201:J206、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

	ターゲット
15. 1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15. 2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15. 3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15. 4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15. 5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15. 6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15. 7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15. 8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15. 9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15. a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15. b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15. c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

	ターゲット
16. 1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16. 2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16. 3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16. 4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16. 5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16. 6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16. 7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16. 8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16. 9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16. 10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16. a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16. b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

	ターゲット
資金	
17. 1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17. 2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0. 7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0. 15～0. 20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0. 20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17. 3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17. 4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17. 5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17. 6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17. 7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17. 8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
能力構築	
17. 9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易	
17. 10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17. 11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17. 12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
体制面 政策・制度的整合性	
17. 13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17. 14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17. 15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17. 16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17. 18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17. 19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

Ⅸ 行政サービス改革に関する取り組み

本実施計画期間における寒川町の行政サービス改革の位置付けについては、基本構想における基本目標第6章「まちづくりのための基盤づくり」とし、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、基本目標第1章から第5章の各施策を支える取り組みとして推進します。

1 これまでの行政サービス改革に関する取組経過

	計画期間	取組項目	改善効果額
第1次行政改革大綱	昭和63年度～	大綱のみ策定	
第2次行政改革大綱	平成9～11年度	64項目	3億9,195万円
第3次行政改革大綱	平成13～15年度	32項目	5億 518万円
第4次行政改革大綱	平成17～23年度	48項目	4億6,177万円
第5次行政改革大綱	平成24～26年度	14項目	6億9,499万円
第6次行政改革プラン	平成27～29年度	25項目	3億 206万円
寒川町総合計画後期基本計画 推進のための基本姿勢	平成30～令和2年度	20項目(事業)	
寒川総合計画2040 第1次実施計画	令和3年～6年度	11項目	

寒川町では、これまでに6次にわたる行政改革大綱（プラン）を策定し、平成30年度からは町総合計画内に取り組みを位置付けました。

総合計画の各施策推進を支える「基本姿勢」として、複雑多様化する行政課題への対応、また、経費削減を主な目的とした取り組みだけでなく、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供し続けることを行政改革の主な目的として位置付け、施策・事務事業間連携を強化するための施策体系と組織体系の整理や、そのための組織横断的取組を推進するための若手職員によるプロジェクトチームの結成・施策検討、庁議の見直し等の取り組みを進めてきました。（この目的を達成するための総合的な取り組みとして、「行政サービス改革」と呼称しています）

寒川町総合計画2040 第1次実施計画（R3～R6）においては、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現するための体制づくりを行政サービス改革の重点的取組事項として位置付け、行政組織としての寒川町の仕組みを見直し、組織力の強化に取り組みました。

本実施計画における行政サービス改革の取り組みについても、こうした考え方を引き継ぎ、複雑多様化する行政課題に対応するための質の高い公共サービスの提供とそのための内部組織の最適化を目的に取り組みを進めます。

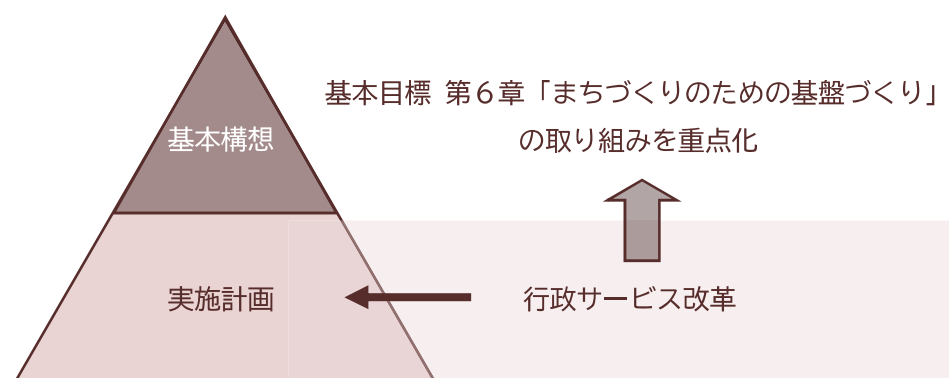
【令和３年度～令和６年度までの行政サービス改革に関する取り組み】

分類	取り組み
新たな庁内マネジメントシステムの導入（庁内分権の推進）	・行政組織、庁議制度の見直し ・各部、課等の経営方針の策定 ・寒川町総合計画 2040 第１次実施計画の施策体系等に合わせたマネジメントシステムの構築（予算、事務量調査、事業費と人件費を紐づけたトータルコストの管理、人事評価等）
職員のパフォーマンス向上	・若手職員によるプロジェクトチームの取り組み ・就業環境の改善（執務空間の整備、ななめサポート制度の導入、通年輕装等） ・デジタル基盤整備（テレワークシステム、庁内無線 LAN の設置、文書管理システム、庶務管理システム、BI ツール等）
良質な公共サービスの提供と行政資源の最適化	・デジタル技術の活用による住民サービスの利便性向上（持ち運べる役場の推進、書かない窓口の導入、窓口キャッシュレス決済の導入、オンライン決済との連携による行政手続きのオンライン化推進等） ・学校給食センターによる給食提供の開始（給食施設の集約化、中学校給食の開始）

２ 行政サービス改革に関する取り組み

（１）行政サービス改革の考え方

総合計画と行政サービス改革との関係図



行政サービス改革の取り組みについては、今後のさまざまな行政課題を克服し、寒川町総合計画 2040 基本構想に位置付けたまちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現することが最重要課題となることから、基本構想の基本目標第 6 章「まちづくりのための基盤づくり」として取り組みを位置付けます。

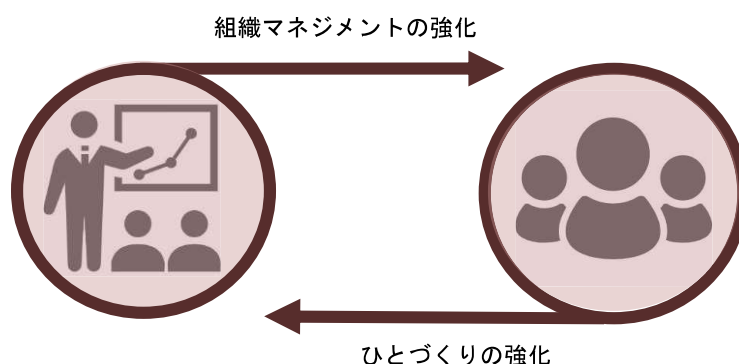
（２）取り組みのテーマ

本実施計画期間中においては、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現を目指し、そのための基盤として「まちづくりのための基盤づくり」を強化するため、以下のとおり行政サービス改革の取組テーマとして掲げます。

寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する組織の構築
～『つながる力で 新化するまち』をリードする組織とひとづくり～

寒川町総合計画 2040 の目指すまちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現するためには、第 1 章から第 5 章までの施策体系をそれぞれ効果的・効率的に推進していくほか、町民のこころ豊かな暮らしの実現に向けて、「つながる」ことで生まれる力を最大限に発揮し、新たな価値を創造していくためには行政が町民をリードしていく必要があります。

そこで、第 2 次実施計画期間においては、本計画を効果的・効率的に推進する組織体制を構築し、以下を重点的取組事項として位置付け取り組んでいきます。



1. 組織マネジメントの強化

組織が抱える課題を可視化することで取り組むべきことを明確にし、それらを課題を共有して組織全体で解決に取り組むことで、職員間の連携・協力体制の向上に向けた組織風土の醸成を図ります。

また、組織力強化のための手段としては、「つながり」「新化」というキーワードを念頭に置きながら、第 1 次実施計画期間に構築した庁内マネジメントシステムを、さらに「ヒト、モノ・コト、カネ、情報」といった資源を状況に応じて柔軟に対応できる組織として最適化することで、働く職員のパフォーマンスの向上を図ります。

2. ひとづくりの強化

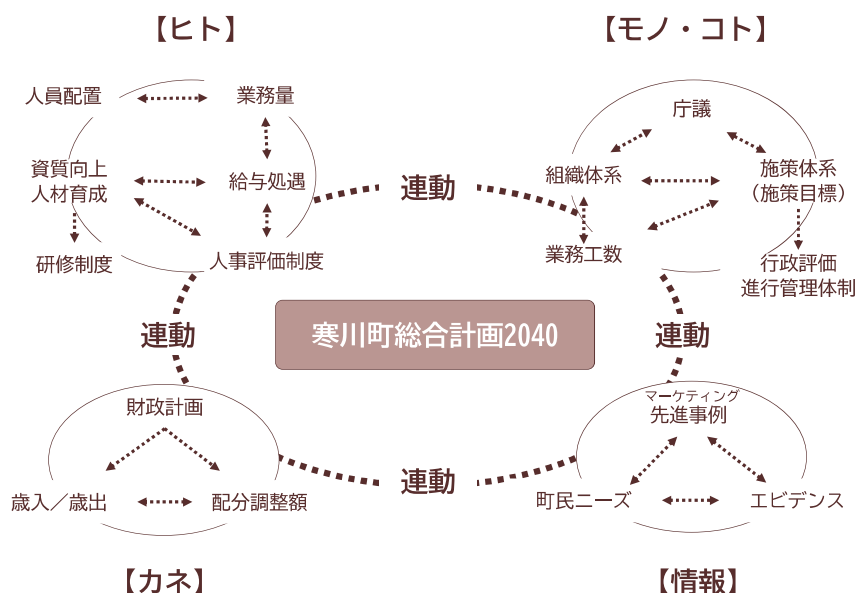
「つながる力で 新化するまち」をリードする組織づくりには、職員のモチベーションやエンゲージメントを高めることも重要です。そのため、人材育成基本方針を踏まえた職場環境や人事評価、職員研修制度等の体制を構築することで職員のモチベーションやエンゲージメントの向上を図ります。

その取り組みの目標としては、組織・個人としての「主体性・能動性」をテーマに、複雑多様化するニーズへの対応や社会経済環境の変化に対して「迅速的・柔軟的・先見性的・俯瞰的」に対応できる職員の育成を目指します。

その体制構築に向けては、職員の主体的な業務遂行や自発的な能力開発を促進するため、リスキリングやスキルアップに取り組み、自らキャリア形成できる機会を提供するとともに、獲得した知識・技能を担当業務に生かし、人事配置に反映させることで、組織力や職員のモチベーションの向上につなぐ取り組みを推進していきます。

(3) 取組内容とポイント

① 庁内マネジメントシステムの最適化



各分野における施策・事務事業の実施効果を高めるためには、限られた人材、行財政資源に対し、良質な行政サービスを提供が必要です。そのためには、各組織において主体的・能動的に業務を遂行していくことが求められます。

そのためには、庁内分権をより一層進め、各部課等ごとの主体的な業務遂行のための体制を構築し、職員が同じ目標を達成するための戦略・プロセスを効果的に取り組むための組織マネジメント体制を構築することで、組織・個人の能力が最大限に発揮できる組織づくりを目指していきます。

②職員の意識と行動の改革

「つながる力で 新化するまち」を実現するためには、寒川町の職員がリードしていくことが不可欠です。

そのために、人材育成基本方針に基づき、組織が職員の能力の底上げを図るだけでなく、職員一人ひとりが高い志を持って創造性と生産性の高い業務を遂行し、自らの成長を追求することができる組織を目指します。

また、このための体制整備として、組織体制の強化、職員の能力及びモチベーションの向上に取り組みます。

組織体制の強化については、職責に応じた職務の明確化と徹底や、職務に自覚と責任を持ち、職員間での情報共有・協力体制を強化し支え合える組織を整えます。

また、職員の能力向上については、研修体制の充実を図るとともに、職員の自己研鑽をサポートする体制を整え、職員の主体性の向上と個々のキャリアプランを意識した育成に取り組みます。

職員の能力及びモチベーションの向上については、職員自らが「やりがい」、「成長実感」の創出につながる人事評価制度や人事給与制度のあり方検討、キャリアマネジメントの構築などのほか、行政内部のデジタル化やアウトソーシングも含んだ就業環境の改善にも取り組みます。

これらのことにより、職員のパフォーマンス向上を図り、良質な公共サービスを生み出すことを目指します。

③良質なサービスの提供と行政資源の最適化

行政課題の複雑・多様化が進んでいる中で、良質な行政サービスを提供し続けるためには、限られた行財政資源を投資効果が最大となるよう取り組む必要があります。

また、長期的視点で優先度の高い行政課題に迅速に対応（ビルド）していく一方、エビデンスを示した上で政策効果の低くなった事業の見直し（スクラップ）を行い、行財政資源を再配分することで、提供する行政サービスの最適化を図ります。

事業実施においては、常に実施目的を意識した業務見直し・改善を行うとともに、急速に進展していくデジタル技術の積極的な活用を推進していく中で、町民サービスの向上や職員意識の変革を推進し、業務の効率化や町民の利便性向上に取り組んでいきます。

(4) 取り組みの体系

行政サービス改革における目標

寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する組織の構築

取組項目	取組期間	所管課等
① 庁内マネジメントシステムの最適化		
1 マネジメントのための業務体制の構築	長 期	企画政策課/財政課 人事課
2 施策間・組織間連携の推進	短 期	企画政策課/特命担当
② 職員の意識と行動の改革		
1 組織体制の強化	短 期	人事課
2 職員の能力向上のための体制整備	短 期	人事課
4 職員のモチベーション向上のための体制整備	長 期	人事課
5 就業環境の改善	長 期	人事課/総務課
6 行政内部のデジタル化	長 期	デジタル推進課
③ 良質な公共サービスの提供と行政資源の最適化		
1 くらしのデジタル化	継 続	デジタル推進課
2 多様な手法による財源確保	継 続	資産経営課
3 公共施設再編の推進	継 続	資産経営課
4 公民連携の推進	継 続	
5 その他経費節減に資する取り組み	継 続	

※取組項目については状況等に応じて適宜見直しを行います。

※取組期間 《短期》 2年目終了時までの導入・実施を目標とします。

《長期》 本実施計画期間終了時までの導入・実施を目標とします。

《継続》 本実施計画期間全体を通して取り組みを進め実施します。

(参考) 施策・事務事業と各項目との対応関係

寒川町におけるすべての事務事業と各項目との対応関係は次のとおりです。なお、第2次実施計画における施策・事務事業の体系では、重点事業として取り組む事務事業のみを掲載していますが、ここでは、それ以外のすべての事務事業について掲載し、その対応関係について整理しています。

《各項目の説明》

・第2次実施計画：

事務事業のうち、重点事業として第2次実施計画に登載する事務事業です。

・まち・ひと・しごと創生総合戦略：

事務事業のうち、総合戦略（第3期）における事業として構成する事務事業です。

○：該当事業（戦略事業）、●：関連事業

・SDGs：

事務事業のうち、SDGsの主なターゲット及びゴールに関係性の高い事務事業です。

・行政サービス改革：

事務事業のうち、行政サービス改革の取り組みに関係する事務事業です。

施策　－　事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
111 子育て支援の充実事業費					
子ども・子育て支援事業計画推進事業					
少子対策推進事業		○			
子育て支援事業	○	○	4	2	
小児医療費助成事業					
ひとり親家庭等医療費助成事業					
地域子育て環境づくり支援事業					
児童発達支援事業費					
不育症治療費助成事業					
児童手当等事業					
保育環境充実事業	○	○	5	4	
児童クラブ運営事業	○	○	5	4	
児童クラブ建設事業					
112 子どもの育ち・発達の支援事業費					
母子保健事業	○	●	3	2, 7, 8	
妊産婦支援事業	○	●	3	1, 2, 7, 8	
妊婦等包括相談・給付支援事業費					
子育て世帯訪問等支援事業					
母子予防接種事業					

施策　－　事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
113 学校教育の推進事業費					
就学援助等事業					
教職員の資質向上事業					
教育相談事業					
特別支援教育推進事業					
グローバル教育推進事業	○	○	4	7	
教育活動充実事業					
豊かな心・文化育成事業					
学校体育施設開放事業					
学校適正化検討事業					
教職員の働き方改革推進事業	○		4	4	
少人数教育推進事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
121 スポーツ・レクリエーション活動の推進事業費					
スポーツ施設活性化事業	○	○	11	7	
公共施設再編計画実施事業	※				
スポーツ活動応援事業	○	○	3	4	
122 生涯学習の推進事業費					
生涯学習振興事業	○		4	7	
青少年健全育成事業	○		4	7	
ふれあい塾運営事業					
社会教育委員活動事業					
社会教育関係団体活動支援事業					
文化財保護事業					
文化財学習センター事業					
公民館運営事業	○		4	7, a	
総合図書館運営事業	○		4	7, a	
地域文化振興事業					
211 生涯を通じた健康づくりの充実事業費					
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	○		3	5, 8, a	
国民年金推進事業					
健康づくり事業	○		3	3, 4, 5, a, b	
予防接種事業					
地域保健医療体制充実事業					
感染症予防対策事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
特定健康診査事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	

施策　一　事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
212 高齢者の健康づくりの充実事業費					
高齢者社会活動推進事業					
敬老事業					
高齢者生きがいづくり等支援事業	○		3	5, 8, a	
旧措置者等利用者負担軽減事業					
高齢者在宅福祉サービス事業					
湘南広域社会福祉協会負担事業					
老人保護措置事業					
高齢者保健福祉計画推進事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
介護予防事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（再掲）	○		3	5, 8, a	
221 地域福祉の充実事業費					
民生委員児童委員活動事業					
地域福祉推進事業	○		1	2	
避難行動要支援者支援事業					
戦没者遺族等援護事業					
保護司会活動支援事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
222 障がい福祉の充実事業費					
障害者自立支援給付事業					
補装具交付等事業					
療養介護医療費助成事業					
障害者虐待防止対策支援事業					
更生・育成医療費助成事業					
相談支援事業	○		10	2	
コミュニケーション支援事業					
日常生活用具給付等事業					
地域活動支援センター機能強化事業					
就業・就労支援事業	○		8	5	
社会参加支援事業					
在宅障がい者福祉サービス充実事業					
地域生活支援拠点充実事業					
重度障害者等医療費助成事業					
障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業					
寒川町障がい者福祉計画推進事業					
児童福祉給付事業					
223 高齢福祉の充実事業費					
認知症サポーター養成事業【特別会計】	○		11	7	
在宅医療・介護連携推進事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	
地域包括支援センター事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	

施策　－　事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
311 公園・緑地等の整備事業費					
公園等協働事業	○		11	7	
公園等整備事業					
緑の保全・普及啓発事業					
312 自然環境保全の推進事業費					
自然共生推進事業	○		15	4	
公害防止対策事業					
有害鳥獣等対策事業					
313 脱炭素・気候変動適応の推進事業費					
地球温暖化防止対策推進事業	○		13	3	
321 住環境の向上事業費					
耐震改修促進事業	○		11	1	
住居表示整備事業					
都市マスタープラン見直し事業					
空き家対策事業	○		11	3	
線引き見直し事業					
立地適正化計画策定事業					
まちづくり検討事業					
バリアフリー基本計画策定事業					
国県道整備促進事業					
322 地域美化の推進事業費					
地域美化活動推進事業	○		11	6	
動物対策事業					
323 資源循環の推進事業費					
ごみ減量化・資源化推進事業	○		11	6	
公共施設再編計画実施事業	※				
411 防災対策の充実事業費					
防災対策事業	○		13	1, 3	
自主防災活動事業	○		13	1, 3	
412 消防団体制の充実事業費					
消防団充実強化事業	○		11	1	
413 交通安全・防犯対策の充実事業費					
交通安全活動事業	○		3	6	
放置自転車対策事業					
防犯対策推進事業	○		16	1	
511 道路の整備事業費					
道路橋りょう維持管理事業					
道路橋りょう維持補修事業	○		11	7	
道路橋りょう整備事業	○		11	7	
512 公共交通網の整備事業費					
公共交通充実促進事業	○		11	2	
513 下水道の整備事業費					
下水道整備事業【特別会計】	○		11	5	

施策　－　事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
521 市街地整備の推進事業費					
ツインシティ倉見地区整備事業	※				
田端西地区まちづくり事業	○		9	1	
倉見駅周辺整備検討事業					
寒川駅南口整備事業	○		11	7	
531 商業の振興事業費					
勤労者福祉事業					
商業振興事業	○	○	8	1	
532 工業の振興事業費					
企業支援事業（エコノミックガーデニング）	○	○	8	1	
企業等立地促進事業	○	●	8	1	
533 農業の振興事業費					
農業振興対策事業	○		2	3	
農業生産基盤の整備事業					
534 観光の振興事業費					
観光振興事業	○		8	1	
611 町民との協働によるまちづくりの推進事業費					
自治会活動支援事業	○	○	17	17	
協働推進事業	○	○	17	17	
地域間交流促進事業					
広聴活動事業					
612 多様な主体によるまちづくりの推進事業費					
男女共同参画推進事業	○		5	5, c	
平和推進事業					
外国籍町民支援事業					
町民相談事業					
人権啓発事業					
消費生活相談事業					
621 自律的な行財政運営事業費					
広域行政推進事業					○
マーケティング推進事業	○	○	11	3	○
広報プロモーション活動事業	○	○	11	3	
ふるさと納税推進事業	○	○	11	3	○
622 まちづくりを支える組織と基盤づくり事業費					
公共施設再編計画実施事業	※				
文書館資料保存活用事業					
職員力向上事業	○		11	3	○
コンピュータ利用事業					
デジタル推進事業	○		11	3	○

※実施計画（計画期間4年）の枠にとらわれず、中長期的な事業として位置付けています。

資料編

- I 基本構想の改訂について諮問及び答申
- II 寒川町総合計画審議会委員名簿

寒 企 第 378 号
令和6年8月1日

寒川町総合計画審議会
会長 菊 地 端 夫 様

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町総合計画 2040 基本構想の改訂について（諮問）

このことについて、令和7年度から令和10年度までを計画期間とする寒川町総合計画2040 第2次実施計画の策定にあたり、次のとおり寒川町総合計画審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項：寒川町総合計画 2040 基本構想の改訂について

寒総計審第 1 号
令和6年11月11日

寒川町長 木村俊雄様

寒川町総合計画審議会
会長 菊地端夫

次期寒川町総合計画（案）について（答申）

令和6年8月1日付寒企第378号にて諮問のありました「寒川町総合計画2040基本構想の改訂」については、慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

意見

寒川町総合計画2040基本構想の改訂（案）については、新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の変化や人口推計と実人口との乖離を踏まえ、2040年に向けて改訂されることは時宜にかなうものと判断します。

また、社会経済環境の変化や人口推計と実人口との乖離を踏まえて序論を整理したうえで、「寒川町における人口推移」を改訂すること、及びまちの将来像や理念、基本目標、政策は修正しないことは、妥当なものであると判断しました。

なお、審議の過程で次の意見が示されましたので、実施にあたっては留意するよう要望します。

1. 寒川町らしい独自の移住・定住施策の推進について

寒川町総合計画2040が開始され3年が経過した時点で、新型コロナウイルス禍の下でも着実に計画に基づいた施策等を展開することにより、生産年齢人口を中心に目標人口を千人以上超過する人口を確保していることは持続可能なまちづくりに向けて評価する。

今後も、相模川や田園などの豊かな自然環境や、寒川神社をはじめとする歴史・文化など町が持つ個性や資源を最大限に生かし育むとともに、商工業などの経済活動と将来都市構造を踏まえた魅力あるまちづくりなどを着実に進め、移住・定住を促進すること。

2. 社会経済環境の変化への柔軟な対応について

基本構想の計画期間は20年であるものの、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように、実施計画の効果検証に合わせて基本構想も含めて点検を行い、変更の必要性が生じた場合は基本構想を見直すこと。

3. 基本構想改訂に伴うパブリックコメント実施結果への対応について

将来的な人口減少が予測される中、寄せられた意見はいずれも自律的な行政財政運営への期待や寒川町という地域の特性・強みを活かした取り組みに対する貴重な意見であったため、それらの内容を十分考慮した中で、寒川町総合計画2040の期間内に取り組むべき施策・事務事業を策定すること。

Ⅱ 寒川町総合計画審議会委員名簿

選出区分		職	氏名	役職名
1	公募による町民		落合 裕子	町民
2			野田 春樹	町民
3			小林 誠	町民
4	町教育委員会の委員		小川 雅子	町教育委員会委員
5	町農業委員会の委員		相田 孝	町農業委員会委員
6	関係行政機関の職員		篠田 寛	湘南地域県政総合センター所長
7	町の区域内の公共的 団体の役員及び職員		森井 順子	町民生委員・児童委員協議会
8			及川 和彦	さむかわエコネット
9			猿渡 修悟	町自治会長連絡協議会
10			高橋 伸隆	町社会福祉協議会
11			内野 晴雄	町商工会
12			天利 幸一	町消防団
13	学識経験を有する者	会長職務 代理者	山本 哲	県議会議員
14		会長	菊地 端夫	明治大学教授
15			釧持 麻衣	関東学院大学准教授
16			橋口 翔	LINE ヤフー株式会社
前委員			齋藤 正信	町自治会長連絡協議会

令和7年1月28日（寒川町総合計画審議会最終日）現在

寒川町総合計画 2040

序論

基本構想

第 2 次実施計画

令和 7 年 4 月発行

発行：寒川町

編集：企画部企画政策課

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-74-9141

E-mail kikaku@town.samukawa.kanagawa.jp